

1 趣旨

平成25年4月に、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「法」という。）が施行され、地方公共団体に「障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（調達方針）」を毎年度作成することが義務付けられた。

本調達方針は、本市における令和3年度の方針として、法第9条第1項に基づき作成するものであり、本市の庁内各部局における障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障がい者就労施設で就労する障がい者等の自立の促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

本調達方針の適用範囲は、本市の市長事務部局のほか、各委員会事務局、上下水道局及び消防局とする。

3 対象となる障がい者就労施設等

本調達方針で優先的に調達することとする障がい者就労施設等は、法第2条第4項に掲げる以下の施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する次の施設

- ①就労継続支援A型事業所
- ②就労継続支援B型事業所
- ③就労移行支援事業所
- ④生活介護事業所
- ⑤地域活動支援センター
- ⑥障がい者支援施設

(2) 障がい者の地域における作業活動の場として必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

(3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に定める重度身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である労働者を多数雇用する事業所として政令で定める以下の事業所

- ①障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所
- ②以下の要件をすべて満たす事業所
 - ・身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である労働者の数が5人以上

- ・当該事業所の労働者に占める障がい者の割合が20%以上
 - ・当該事業所の障がい者である労働者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障がい者
- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体

4 調達を推進する障がい者就労施設等が供給する物品等

本調達方針により調達を推進する障がい者就労施設等が供給する物品等は、以下に掲げるものとする。

- (1) 事務用品・書籍、食料品・飲料、小物雑貨などの物品
- (2) 印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こし、飲食店等の運営などの役務

5 物品等の調達目標

調達を推進する障がい者就労施設等が供給する物品等の令和3年度における調達目標については、以下のとおりとする。

物品等の種類	調達目標金額
物 品	3,700,000 円
役 務	12,800,000 円
合 計	16,500,000 円

6 物品等の調達目標を達成するための方策

調達を推進する障がい者就労施設等が供給する物品等の調達目標を達成するための方策については、以下に掲げるとおりとする。

- (1) 調達を推進する障がい者就労施設等が供給する物品等に関する情報や、過去に調達した物品等に関する情報を定期的に取りまとめ、庁内での情報共有を図るものとする。
- (2) 障がい者就労施設等から調達した実績のある物品等については、可能な限り引き続き障がい者就労施設等から調達を行うよう努めるとともに、障がい者就労施設等からの調達実績のない物品等については、障がい者就労施設等からの調達可能性について検討のうえ、調達に努めるものとする。なお、納期が問題となるような事案については、できるだけ前倒しして発注するなどの工夫を行い、障がい者就労施設等の特性に配慮するほか、障がい福祉課においては、障がい者就労施設等との調整を行うなど、各課等での調達に際し

て積極的に支援を行う。

- (3) 障がい者就労施設等で構成される「わくわくネットワーク」を支援し、定期的な情報交換を行いながら、障がい者就労施設等からの調達が進められるよう取り組むものとする。また、共同受注窓口が障がい者就労施設等にとって意義のある組織となるよう県や関係機関との調整に努め、効果的な共同での発注のあり方について検討を行う。
- (4) 障がい者就労施設等に対し、法の趣旨及び本調達方針の内容などを周知し、本市が調達しやすいような物品等の生産及び役務等の提供体制の確保に努めるよう促すこととする。
- (5) 宮崎ふるさと愛寄附金推進事業に係る特産品等の中に、障がい者就労施設等が供給できる物品等を含めることにより、需要の増進を図る。

7 調達方針の作成及び調達実績の公表

- (1) 本調達方針は、毎年度作成するものとし、作成後遅滞なく公表する。
- (2) 本調達方針による調達実績は、当該年度の終了後に取りまとめ、遅滞なく公表する。

8 その他

- (1) 物品等の調達にあたって、地方自治法施行令第167条の2に基づく随意契約の方法による場合については、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意するものとする。
- (2) 調達を推進する障がい者就労施設等が供給する物品等に関する情報を取りまとめたときには、各部局への提供のほか、市ホームページへの掲載を行うことで、障がい者就労施設等が供給する物品等の本市以外からの受注に資することとする。
- (3) 本市庁舎内において、障がい者就労施設等の物品販売スペースの提供を行い、障がい者就労施設等の収益の向上に資することとする。
- (4) 法第10条第2項の趣旨に鑑み、市以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し市が対価の支払をすべきものについて、競争に参加する者に必要な資格を定めるに当たって障がい者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項の規定に違反していないこと又は障がい者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障がい者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。